



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

保存版

避難されている方の暮らし・生活再建に向けて

さまざまな
支援や相談窓口

避難者支援

ハンドブック

平成28年度版



福島県

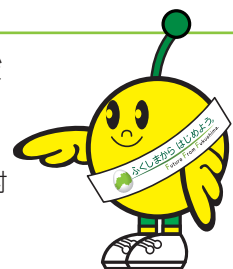
避難されている皆さま・避難を終了された皆さまへ

避難先・避難元の両市町村へご連絡はお済みですか？

避難をされた方で、避難先の市区町村や避難元の市町村の窓口に、避難していることをまだご連絡されていない方は、避難先住所などを忘れずにご連絡ください。ご連絡をいただくことで、避難元の市町村から様々なお知らせをお届けできるようになります。

なお、避難先を変えられた方や、避難を終了された方も、同様に避難先・避難元の両市区町村へご連絡ください。

(避難元市町村についてはP48～50をご参照ください)



目次

住まいのこと.....01

○ 応急仮設住宅	
① 応急仮設住宅(建設型・借上げ型)の供与期間	県外 県内 個人 02
② 応急仮設住宅等の退去手続きについて	県外 県内 個人 02
③ 応急仮設住宅(建設型)への支援	県内 個人 03
○ 公営住宅	
④ 復興公営住宅	県外 県内 個人 03
⑤ 市町村営災害公営住宅の整備	県外 県内 個人 04
⑥ 「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅への入居について	県外 県内 個人 04
⑦ 応急仮設住宅等に入居されている方の公営住宅等への入居について	県外 県内 個人 05
⑧ UR賃貸住宅への入居について	県外 個人 05
○ 住宅再建等の支援	
⑨ 空き家改修費用などの支援(福島県空き家・ふるさと復興支援事業)	県外 県内 個人 06
⑩ 木の家づくりの支援(ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業)	県内 個人 06
⑪ 工務店探し等の支援(福島県地域型復興住宅マッチングサポート制度)	県内 個人 07
⑫ 住宅の二重ローン返済の支援(福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業)	県内 個人 07
⑬ 住まいの復興給付金	県外 県内 個人 07
⑭ 福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金	県外 県内 個人 08
⑮ 民間賃貸住宅等家賃への支援	県外 県内 個人 08

仕事のこと.....09

○ 雇用・就労支援	
⑯ 就職支援	県外 県内 個人 10
⑰ 離職者等対象の職業訓練の実施	県内 個人 11
⑱ 職業訓練手当の支給	県内 個人 11
⑲ ふくしま人材確保支援事業	県内 個人 11
⑳ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業(就業、起業、内職等に係る相談)	県外 県内 個人 個人事業主 12
㉑ 福島県外からの福祉・介護人材確保支援事業	県外 個人 12
○ 経営・事業継続の支援	
㉒ 福島県営農再開支援事業(平成28年度事業内容)	県内 個人事業主 法人・団体 13
㉓ 耕作放棄地再生利用緊急対策(被災者支援型)	県外 県内 個人事業主 法人・団体 14
㉔ 肉用牛生産力再生推進事業	県内 個人事業主 15
㉕ 東日本大震災漁業経営対策特別資金	県内 個人事業主 法人・団体 15

《アイコンの説明》

県外 … 県外避難者向け 県内 … 県内避難者向け 個人 … 個人向け 個人事業主 … 個人事業主向け 法人・団体 … 法人・団体向け

暮らしのこと..... 17

○生活支援・コミュニティ形成	
②6 避難者見守り活動支援事業 県内 個人	18
②7 生活拠点コミュニティ形成事業 県内 個人	18
②8 絆づくり応援事業 県内 個人	19
②9 福島県外への復興支援員の設置 県外 個人	19
③0 福島県外への生活再建支援拠点の設置 県外 個人	20
③1 帰還・生活再建に関する相談窓口「被災者のくらし再建相談ダイヤル」の設置 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	21
③2 避難者相談案内窓口「toiro」の設置 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	21
○情報提供	
③3 国・地元自治体の広報誌・ふるさと情報の送付 県外 県内 個人	21
③4 地元紙(福島民報、福島民友)の提供 県外 法人・団体	22
③5 地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行 県外 県内 個人	22
③6 「帰還支援アプリ」による情報提供 県外 県内 個人	23
○治安対策	
③7 応急仮設住宅(建設型)の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理 県内 個人	23
○移動支援	
③8 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置 県外 県内 個人	24
③9 母子避難者等高速道路無料化支援事業 県外 県内 個人	24

心と体に関すること..... 25

○心のケア	
④0 被災者の心のケア事業 県外 県内 個人	26
④1 子どもの心のケア事業 県外 県内 個人	26
④2 女性の悩み相談事業 県外 県内 個人	27
④3 男女共生センター相談事業(生活全般、法律関係、健康関係に係る相談) 県外 県内 個人	28
○健康管理	
④4 県民健康調査「甲状腺検査」 県外 県内 個人	29
④5 県民健康調査「健康診査」 県外 県内 個人	29
④6 ホールボディカウンター(WBC)による内部被ばく検査 県外 県内 個人	30

子育て・教育のこと..... 31

○子育て支援	
④7 母子の健康支援事業 県外 県内 個人	32
④8 子ども健やか訪問事業 県内 個人	32
④9 児童の養育相談 県外 県内 個人	33
⑤0 子どもの医療費助成事業 県外 県内 個人	33
○教育支援(奨学金・就学支援など)	
⑤1 東日本大震災子ども支援基金給付事業 県外 県内 個人	34
⑤2 被災幼児就園支援事業 県外 県内 個人	34
⑤3 被災児童生徒就学支援事業 県外 県内 個人	35
⑤4 高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用) 県外 県内 個人	35
⑤5 高等学校通学費支援事業 県内 個人	36
⑤6 介護福祉士等修学資金貸付事業 県内 個人	36

《アイコンの説明》

県外 … 県外避難者向け 県内 … 県内避難者向け 個人 … 個人向け 個人事業主 … 個人事業主向け 法人・団体 … 法人・団体向け

お金・税金・賠償のこと..... 37

○お金のこと

⑤7 災害援護資金貸付制度 県外 県内 個人	38
⑤8 災害弔慰金 県外 県内 個人	38
⑤9 災害障害見舞金 県外 県内 個人	39
⑥0 被災者生活再建支援制度 県外 県内 個人	39
⑥1 生活福祉資金貸付制度(生活復興支援資金貸付) 県外 県内 個人	40
⑥2 母子父子寡婦福祉資金貸付 県内 個人	41

○税金の減免等

⑥3 法人県民税 県内 法人・団体	41
⑥4 個人事業税 県内 個人事業主	42
⑥5 不動産取得税 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	42
⑥6 自動車税・自動車取得税 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	43
⑥7 軽油引取税 県内 個人 個人事業主 法人・団体	43
⑥8 復興産業集積区域に係る県税の課税免除 県内 個人事業主 法人・団体	44
⑥9 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除 県内 個人事業主 法人・団体	44
⑦0 県税の減免・納税の猶予・納期限等の延長 県内 個人 個人事業主 法人・団体	45

○原子力損害賠償関係

⑦1 原子力賠償被害者支援事業 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	45
⑦2 賠償請求に関する相談 県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体	46

各種相談窓口 47

避難者相談案内窓口	48
市町村一覧	48~50
都道府県一覧	51
警察署一覧	52
市町村社会福祉協議会	53
住まいに関する相談	53
仕事に関する相談	54,55
農林水産業に関する相談	55
暮らし(生活)に関する相談	56,57
国・県が管理する道路などに関する相談	57
心と体(医療・福祉)に関する相談	58,59
子育て・教育に関する相談	59
放射線・除染に関する相談	60
原子力損害賠償関係に関する相談	60
その他	60

《アイコンの説明》

県外 ... 県外避難者向け 県内 ... 県内避難者向け 個人 ... 個人向け 個人事業主 ... 個人事業主向け 法人・団体 ... 法人・団体向け

住まいのこと

応急仮設住宅

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

① 応急仮設住宅(建設型・借上げ型)の供与期間

【対象者】 応急仮設住宅の入居者

支援の内容

東日本大震災で被災された方に対し、一時的な住まいの確保のために応急仮設住宅を提供しています。

【供与期間】 平成30年3月未まで

【対象市町村・区域(10市町村)】

- ・檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域
- ・南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域(平成28年7月12日に避難指示が解除された区域)
- ・川俣町の避難指示区域
- ・川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域(平成28年6月14日に避難指示が解除された区域)

※ 避難指示区域(平成28年7月15日時点)

※ 檜葉町:平成30年3月末をもって終了いたします。ただし、自宅建築・修繕等、住居確保の状況を踏まえ、個別に延長することを検討します(特定延長)。

※ その他の9市町村:避難指示の解除の見通しや、解除後の住居確保の状況などを見据えながら、今後判断します。

窓口(問い合わせ先)

- 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎0120-303-059
- 福島県被災者住宅相談窓口 ☎024-521-7698

県担当課

- 福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)
〔供与期間全般に関すること〕 ☎024-521-8306
- 福島県建築指導課(民間借上げ住宅担当)
〔県内の民間借上げ住宅に関すること〕 ☎024-521-5764

① 備考(注意事項等)

- 応急仮設住宅は、一時的な住まいであるため、住み替えは原則認められていません。
- 福島県外の借上げ住宅については、各管理者にお問い合わせください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

② 応急仮設住宅等の退去手続きについて

【対象者】 福島県内外の応急仮設住宅、借上げ住宅等の入居者

手続き方法

① 福島県内の建設型仮設住宅、公営住宅等にお住まいの方

退去前に、住宅を管理する市町村等に「退去届」を提出してください。

② 福島県内の借上げ住宅にお住まいの方

退去する1か月前までに、避難元市町村に「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

③ 福島県外の借上げ住宅、公営住宅等にお住まいの方

住宅を提供している都道府県や市町村等に連絡を取り、指示に従って手続きしてください。

※ 借上げ住宅にお住まいの方が、引き続き同じ住宅への入居を希望する場合には、新たな契約(貸主と入居を継続する方との二者契約)に切り替える必要がありますので、まず貸主へご相談ください。新たな契約に切り替えた以降は入居を継続する方が家賃等を負担することになります。

窓口(問い合わせ先)

- 福島県被災者住宅相談窓口 ☎024-521-7698
- 応急仮設住宅を管理している都道府県(P51)
または市町村等(福島県内の市町村についてはP48~50)

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③ 応急仮設住宅(建設型)への支援

【対象者】 福島県内の応急仮設住宅(建設型)の入居者

支援の内容
<p>① 応急仮設住宅利便性向上(バリアフリー対策等)の支援</p> <p>手摺り、スロープ設置、構内舗装等を行い、仮設住宅の利便性を向上させます。</p>
<p>② 快適性保持のための修繕</p> <p>仮設住宅の不具合が発生した場合、迅速かつ適切に修繕するため、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを設置して対応しています(入居者の故意、過失による場合を除く)。</p>
<p>③ 共同施設の維持管理支援</p> <p>外灯・浄化槽等の電気代、集会所の光熱水費、浄化槽等の法定点検費用や会津地方の団地内における除雪費を県が補助します。</p>

窓口(問い合わせ先) ● 応急仮設住宅を管理している市町村(P48~50)

県担当課 ● 福島県建築住宅課(応急仮設住宅担当) ☎024-521-8187

公営住宅

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④ 復興公営住宅

【対象者】 原子力災害により避難指示を受けている方

支援の内容
<p>原子力災害により避難の継続を余儀なくされている方々に対し、居住の安定を確保するため、県主体で住宅を整備するとともに、自治体の要請に応じて県が代行で住宅を整備します。</p> <p>「福島県復興公営住宅入居支援センター」では、入居できる住宅、募集時期、応募方法及び入居申込みの流れなどについてご案内しています。また、募集を行う住宅については、入居申込書を受け付けています。</p>

窓口(問い合わせ先) ● 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320

県担当課 ● 福島県建築住宅課(復興住宅担当)
[復興公営住宅の整備に関する事] ☎024-521-8049

● 福島県生活拠点課(復興公営住宅担当)
[復興公営住宅の整備計画に関する事] ☎024-521-8617

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤市町村営災害公営住宅の整備

【対象者】 東日本大震災の地震・津波災害による被災者

支援の内容

東日本大震災の地震・津波被害による被災者に対し、市町村が災害公営住宅を整備します。
 ※福島県は各市町村の整備状況に関する情報を県ホームページに掲載しています。
 URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065d/>

福島県 災害公営住宅

検索

【申請方法等】 入居できる住宅、募集時期及び入居申込みの流れなどについては、市町村にご相談ください。

窓口(問い合わせ先)

●居住する又は居住を希望する市町村住宅担当課(P48～50)

県担当課

●福島県建築住宅課

☎024-521-7519

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅への入居について

【対象者】 平成23年3月11日時点で、福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた方(以下「支援対象避難者」という)

支援の内容

支援対象避難者で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している方については、地域の住宅事情や空き住居の状況等を踏まえた各都道府県・市区町村の判断により、公営住宅の入居において、以下のような優先的取扱いを受けることができます。

住宅困窮要件について

福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に住宅を所有していても、その住宅を所有していないとみなします。

収入要件について

分離避難の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を2分の1にした額で算定します。

【必要な書類(申請書類)】 居住実績証明書 ※避難元市町村が、対象者の申請に基づき発行します。

窓口(問い合わせ先)

○居住実績証明書について 避難元市町村(P48～50)

○公営住宅への入居について

【市区町村営住宅】 各市区町村(福島県内市町村についてはP48～50)

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050b/koueijyutaku.html>

福島県 子ども・被災者支援法 公営住宅

検索

【県営住宅】 県北地区県営住宅管理事務所 ☎024-521-7991

県中地区県営住宅管理事務所 ☎024-935-1518

県南地区県営住宅管理事務所 ☎0248-23-1623

会津地区県営住宅管理事務所 ☎0242-29-5526

相双地区県営住宅管理事務所 ☎0244-26-5114

いわき地区県営住宅管理事務所 ☎0246-35-1733

【各都道府県営住宅】 公営住宅担当部局(都道府県一覧はP51)

県担当課

●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)

〔制度に関すること〕

☎024-521-8306

●福島県建築住宅課(住宅管理担当)

〔県営住宅における取扱い等に関すること〕

☎024-521-7521

①備考(注意事項等)

○優先的な取扱いを実施するかどうか、また、実施する場合の募集時期については、それぞれの都道府県・市区町村によって異なりますので、入居を希望される都道府県・市区町村の公営住宅担当部局にお問い合わせください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑦ 応急仮設住宅等に入居されている方の公営住宅等の入居について

【対象者】 東日本大震災または福島第一原子力発電所の事故により避難されている方、避難先から帰還された方

支援の内容

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先入居や、空き住戸の活用による支援を進めます。

〈福島県県営住宅〉

【対象世帯】 平成23年3月11日時点で福島県中通り及び浜通り(申請時点で避難指示区域を除く)に居住しており、福島県県営住宅の入居資格を満たす世帯

【優先入居】 応急仮設住宅等に入居されている方を対象として新たな「優先募集枠」を設け、福島県中通りの県営住宅を中心に提供することを予定しております。

【募集時期】 平成28年10月から順次募集を行います。

※具体的な募集期間等については、希望する地区の県営住宅管理事務所にお問い合わせください。

〈福島県内の市町村営住宅・県外の公営住宅〉

自治体ごとに入居資格が定められており、公募が原則となっておりますが、避難を継続する方や帰還された方等に対する入居資格の緩和や、優先的な取り扱いを行っている場合があります。入居を希望される場合には、管理する自治体へお問い合わせください。

【必要な書類】 〈福島県県営住宅〉居住実績証明書 ※避難元市町村が、対象者の申請に基づき発行します。その他必要な書類、詳細については、下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

⑥「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅への入居についての窓口(問い合わせ先)と同様(P4)

県担当課

●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)

[制度に関すること]

☎024-521-8306

●福島県建築住宅課(住宅管理担当)

[県営住宅における取扱い等に関すること]

☎024-521-7521

①備考(注意事項等)

○優先的な取扱いを実施するかどうか、また、実施する場合の募集時期については、それぞれの都道府県・市区町村によって異なりますので、入居を希望される都道府県・市区町村の公営住宅担当部局にお問い合わせください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑧ UR賃貸住宅への入居について

【対象者】 ⑮民間賃貸住宅家賃への支援(P8)の対象者で、UR賃貸住宅の入居資格を満たす世帯

支援の内容

(独)都市再生機構が運営する賃貸住宅の入居資格を緩和します。
なお、UR賃貸住宅は、福島県が実施する民間賃貸住宅家賃への支援を受けることができます。

入居資格緩和の内容

資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を設けます。

【基準月収額】 家賃の4倍または33万円以上(单身の方の取り扱いは異なります)

【特 例】 家賃から福島県の家賃補助額分を引いた額の4倍以上

《例》家賃6万円の住宅の場合

〔通常〕 6万円×4=24万円の月収が必要

〔特例〕 (6万円-3万円)×4=12万円の月収を満たせば入居可能

窓口(問い合わせ先)

●被災者のくらし再建相談ダイヤル

☎0120-303-059

県担当課

●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)

☎024-521-8306

住宅再建等の支援

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑨ 空き家改修費用などの支援(福島県空き家・ふるさと復興支援事業)

【対象者】 空き家を購入又は賃借して改修を行う方

支援の内容

被災者の住宅再建や定住人口の確保、空き家の活用を促進するため、被災者、避難者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等を支援します。

【補助額】

- ①リフォーム:工事費の2分の1(最大150万円)
- ②ハウスクリーニング等:最大40万円

窓口(問い合わせ先)

● 空き家の所在地を管轄する福島県各建設事務所

県北建設事務所	☎024-521-2575
県中建設事務所	☎024-935-1462
県南建設事務所	☎0248-23-1636
会津若松建設事務所	☎0242-29-5461
喜多方建設事務所	☎0241-24-5727
南会津建設事務所	☎0241-62-5337
相双建設事務所	☎0244-26-1223
いわき建設事務所	☎0246-24-6134

県担当課

● 福島県建築指導課(民間建築担当)

☎024-521-7528

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑩ 木の家づくりの支援(ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業)

【対象者】 福島県産木材を使用して住宅の建設等を行う方

支援の内容

県産木材を使用した木造住宅の建設等(新築・増改築・購入)を行う建築主に県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付します。

〈交付ポイント数〉 ※1ポイント=1円相当

- ①一般向け 20万ポイント
- ②被災者向け 30万ポイント

【申請期間】 平成28年7月1日(金)～平成29年2月28日(火)〈必着〉

【申請方法】 ・木造住宅の完成後に申請してください。
・先着順で受け付け、予算がなくなり次第終了します。
・所定の申請書を作成し、下記窓口へ提出してください(郵送・持参)。

窓口(問い合わせ先)

● 福島県木材協同組合連合会

☎024-523-3307

県担当課

● 福島県建築指導課(民間建築担当)

☎024-521-7528

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑪ 工務店探し等の支援 (福島県地域型復興住宅マッチングサポート制度)

【対象者】 住宅再建を検討している方

支援の内容

被災者の住宅再建に向けて、住宅の改修や建て替えを希望する避難者等には被災地等で不足している工務店・設計者を、宅地を探している避難者等には不動産業者等を紹介します。

窓口(問い合わせ先) ●福島県地域型復興住宅推進協議会 ☎024-521-4033

県担当課 ●福島県建築指導課(民間建築担当) ☎024-521-7528

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑫ 住宅の二重ローン返済の支援 (福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業)

【対象者】 既存住宅ローンのある住宅に半壊以上の被害を受け、住宅の新築・購入又は修理のため、新たな住宅ローンを組む被災者

支援の内容

既存住宅ローンの5年分の利子相当額(最大140万円)を補助します。

窓口(問い合わせ先) ●新規住宅ローンを申し込む金融機関

県担当課 ●福島県建築指導課(民間借上げ住宅担当) ☎024-521-5764

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑬ 住まいの復興給付金

【対象者】 東日本大震災により住宅に被害が生じ、新たに住宅を建築・購入、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している所有者

支援の内容

被災者の住宅再取得や被災住宅の補修に係る消費税の負担増加に対する給付を行うことで、被災者の方々の負担軽減を図る制度です。

要件(以下のすべてを満たす方)

- ①被災住宅(罹災証明書で「全壊または流出、大規模半壊、半壊または床上浸水、一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅、または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅)を所有していた方
 - ②再取得住宅を所有している、または被災住宅の補修工事を発注した方
 - ③再取得住宅または補修した被災住宅に居住している方
- ※引上げ後の消費税率が適用される期間に、建築・購入、補修した住宅が対象です。

申請期限

再取得住宅(補修の場合は、補修した被災住宅)の引渡日から1年以内

詳細参照先

住まいの復興給付金のホームページ
URL:<http://fukko-kyufu.jp>

窓口(問い合わせ先) ●住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460(無料)

●一部のIP電話などフリーダイヤルが繋がらない場合 ☎022-745-0420

受付時間:9時~17時(土・日・祝日を含む)

①備考(注意事項等)

- 要件をすべて満たしていない場合についても、各要件を有する方が共同で申請する場合など、給付を受けることができる場合があります。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。
- 住まいの復興給付金の対象外であっても、「すまい給付金」事業の対象となる可能性があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。
 - 住まいの給付金事務局 ☎0570-064-186
 - 住まいの給付金のホームページ URL:<http://sumai-kyufu.jp/>

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑭ 福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金

【対象者】 ※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります。

県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯

○対象外となる世帯

市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯、避難指示区域(平成27年10月1日現在)からの避難世帯、応急仮設住宅等の不適正利用が認められる世帯

支援の内容

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用について、補助金を交付します。

〈応急仮設住宅等〉建設型仮設住宅、借上げ・公営等のみなし、その他自治体支援により無償提供されている住宅
 〈自宅等〉避難前住居、新たに建設・購入賃貸する住宅(災害公営(地震・津波被災者向け)、その他公営住宅等)

【補助額】※()内は単身世帯の額

県外からの移転:10万円(5万円) / 県内からの移転:5万円(3万円)

【申請期間】

①避難元市町村への「応急仮設住宅退去等確認書」提出期限 → 自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する15日

②県への補助金申請期限(期限日まで消印有効) → 自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する末日

(例)移転完了日 平成28年8月1日 → 市町村への提出期限 平成28年11月15日 → 県への申請期限 平成28年11月30日

【必要な書類】 必要な書類や申請方法については、下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

●被災者の暮らし再建相談ダイヤル

☎0120-303-059

県担当課

●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑮ 民間賃貸住宅等家賃への支援

【対象者】 応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。なお、福島県内避難者については、妊婦、18歳以下の子どもがいる世帯、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい(障害等級第1級、第2級)のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯。

○収入要件

「世帯全体の所得」- (38万円×同居者数) ÷ 12月 ≤ 21万4千円/月

※「世帯全体の所得」は世帯全員分の市町村長発行の平成28年度所得証明書(平成27年分)をもとに算定

ただし、母子避難などの二重生活世帯は、「世帯全体の所得」を2分の1として取り扱う。

○対象外となる世帯

・避難指示区域(平成27年6月15日時点)からの避難世帯、原子力損害賠償(住宅確保損害及び家賃にかかる賠償)の対象世帯。

・福島県内避難者については、上記対象以外の世帯。

○対象外となる住まい

収入に応じた家賃設定をしている公営住宅

支援の内容

補助対象期間

平成29年1月から平成31年3月まで。平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とします。

補助内容(=次の①+②)

①初期費用:定額10万円

②家賃:1年目(平成29年1月分から平成30年3月分まで) 家賃の1/2(上限 月3万円)

2年目(平成30年4月分から平成31年3月分まで) 家賃の1/3(上限 月2万円)

【必要な書類】 必要な書類や申請方法については、下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

●福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口

☎0800-800-0218

☎0800-800-0261

☎0800-800-0273

県担当課

●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)

☎024-521-8306

①備考(注意事項等)

○平成28年10月から、収入要件の事前審査(希望世帯のみ)、申請受付を開始します。

仕事のこと

雇用・就労支援

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑩ 就職支援

【対象者】 震災で離職された求職者等で県内での就職を希望する方

支援の内容

被災者の生活再建を支援するため、県では、東京と県内7カ所に就職支援窓口を設置し、就職相談や職業紹介、求人情報の提供等を行い、県内就職を支援しています。

ふくしま生活・就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談)

- | | |
|--|---------------|
| ●郡山事務所:郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 | ☎024-925-0811 |
| ●白河事務所:白河市郭内1 NTT白河ビル1階 | ☎0248-27-0041 |
| ●会津若松事務所:会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 | ☎0242-27-8258 |
| ●南相馬事務所:南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 | ☎0244-23-1239 |
| ●広野事務所:双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2階 | ☎0240-28-0636 |
| ●いわき事務所:いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 | ☎0246-25-7131 |

ふるさと福島就職情報センター(窓口相談)

- | | |
|---|---------------|
| ●福島窓口(ジョブカフェふくしま):福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 | ☎024-525-0047 |
| ●東京窓口(福が満開、福島暮らし情報センター):
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内 | ☎03-3214-9009 |

県内各ハローワーク(P54参照)

※福島県外にお住まいの方は、現在お住まいの地域のハローワークへお問い合わせください。

地域若者サポートステーション(県内5カ所に設置 P55参照)

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳の若者を対象とし、キャリア・コンサルタントなどによる就職相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、職場体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

【必要な書類(申請書類)】 各事務所・窓口へお問い合わせください。

- | | | |
|------------|-----------------------|---------------|
| 窓口(問い合わせ先) | ●福島県雇用労政課 | ☎024-521-7290 |
| | ●各ハローワーク(P54) | |
| | ●各地域若者サポートステーション(P55) | |

県担当課 ●福島県雇用労政課(応援センター、情報センターのみ)

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑰ 離職者等対象の職業訓練の実施

【対象者】 被災離職者

支援の内容

離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施します。

【対象者】 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等

【訓練コース】 経理事務、介護、建設機械運転等

【必要な書類(申請書類)】 ハローワークにてご相談ください。

窓口(問い合わせ先)

●各ハローワーク(P54)

●福島県産業人材育成課

☎024-521-7829

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑱ 職業訓練手当の支給

【対象者】 被災離職者

支援の内容

震災により離職を余儀なくされた方などが、公共職業安定所のあっせんを受けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が支給できない方に対して訓練手当を支給します。

【必要な書類(申請書類)】 ハローワークにてご相談ください。

窓口(問い合わせ先)

●各ハローワーク(P54)

●福島県産業人材育成課

☎024-521-7829

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑲ ふくしま人材確保支援事業

【対象者】 福島県被災離職者

支援の内容

県内の求職者の方に最長6か月の研修や職場実習を通して、「安定的な雇用(正規雇用)」への移行を支援します。

【必要な書類(申請書類)】 福島県雇用労政課へお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

●福島県雇用労政課

☎024-521-7290

●受託会社 (株)アルファテック

☎024-533-3345

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑩男女共生センターチャレンジ支援相談事業(就業、起業、内職等に係る相談)

【対象者】 福島県内で就職や起業を希望する方、内職を求めている方など

支援の内容

就職や起業を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受け付けます。

【実施場所及び実施日・時間】

① 郡山相談コーナー

県中地方振興局 県政相談コーナー内 郡山市麓山1-1-1 ・9時～12時・13時～16時(月～木曜日) ☎024-927-4030

② 会津相談コーナー

会津地方振興局 県民環境部内 会津若松市追手町7-5 ・9時～12時・13時～16時(月～木曜日) ☎0242-29-5588

③ いわき相談コーナー

いわき地方振興局 県政相談室内 いわき市平字梅本15 ・9時～12時・13時～16時(月～木曜日) ☎0246-22-6400

④ 二本松相談コーナー

福島県男女共生センター内 二本松市郭内一丁目196-1 ・9時～12時・13時～16時(火、木、金曜日)
・13時～17時・18時～20時(水曜日) ☎0243-23-8307

【相談方法】電話・面接 【実施主体】福島県男女共生センター

【必要な書類(申請書類)】 下記窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県男女共生センター

☎0243-23-8301(代)

県担当課 ●福島県男女共生課

☎024-521-7188

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑪福島県外からの福祉・介護人材確保支援事業

【対象者】 県外に居住している方で、相双地域等の介護施設等に就職を予定している方

支援の内容

奨学金(学費・就職準備金)を貸与するとともに、住まいの確保を支援します。

1 貸付内容

- ①学費(研修受講費) 15万円(上限)
〈研修メニュー〉
○無資格者 介護職員初任者研修
○有資格者 県社協が実施する現任研修
- ②就職準備金 30万円
※就職準備金には、住宅確保に要する
初期費用(敷金等)相当額を含みます。

2 貸付条件

- ①本事業による求人枠として福祉人材センターに求人票を提出している事業所のうち、介護保険施設、居宅サービス事業所、その他実施主体の長が適切と認める事業所に就労すること。
- ②当該施設で2年間従事した場合は全額返還免除になります。
※就職準備金部分は1年間従事した時点で全額返還免除になります。

【必要な書類(申請書類)】 下記窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県社会福祉協議会人材研修課

☎024-526-0045

県担当課 ●福島県社会福祉課

☎024-521-7322

経営・事業継続の支援

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

② 福島県営農再開支援事業(平成28年度事業内容)

【対象者】 市町村、農業協同組合、農業者団体等

支援の内容

原子力災害により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等における営農再開に向けた一連の取組を支援します。

【主な支援内容】

① 避難区域等*を対象とした支援

- (1) 除染後農地等の保全管理
営農再開までの農地等における除草等の保全管理等
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策
被害防止活動の実施や被害防止施設の整備
- (3) 営農再開に向けた作付実証
基準値を下回る農作物生産を確認するための作付実証等
- (4) 避難からすぐに帰還しない農家等の農地を管理耕作する方への支援
避難からすぐに帰還しない農家等の農地を一時的に行う管理耕作
- (5) 放射性物質の交差汚染防止対策
放射性物質に汚染された粉すり機等による米の汚染を防止
- (6) 新たな農業への転換支援
土地利用作物における大区画化、組織的経営による営農再開、園芸作物における新たな栽培・品目への転換等
- (7) 水稻の作付再開支援
次年度に作付再開が見込まれる水田における耕盤再形成や均平化のための代かき等

② 県全体を対象とした支援

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策(吸収抑制資材の施用など)
- (2) 吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

③ 特認事業

- (1) 営農再開に向けた復興組合支援(避難区域等)
営農再開支援事業の一部を実施する際に必要な経費を支援
- (2) 稲作生産環境再生対策(福島県内全域)
作付再開水田における畦畔等の修復、追加的に必要となった雑草等防除、交差汚染防止対策などの取組を支援
- (3) 斑点米対策(避難区域等)
カメムシ類による斑点米の被害に対して、品質向上を図るための機器のリース経費を支援
- (4) 作付再開水田の漏水対策(避難区域等)
作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援
- (5) 南相馬市における米の放射性物質吸収抑制対策(南相馬市)
基準値を超える米が発生することを防止するため、ゼオライトを施用する取組を支援
- (6) 農地の地力回復対策(避難区域等)
除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援
- (7) 農地の深耕による早期営農再開支援(避難区域等)
除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援
- (8) 「たらノメ」生産再開支援(避難区域等)
管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援
- (9) 営農再開に向けた家畜の飼養実証(避難区域等)
安全な畜産物が生産できることを確認するための家畜の飼養実証を支援

【補助率】 定額または1/2以内 ほか

*避難区域等とは、平成25年2月現在における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。

【必要な書類(申請書類)】 必要な書類等、申請については下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ● 福島県農林企画課

☎024-521-7319

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

②3 耕作放棄地再生利用緊急対策(被災者支援型)

【対象者】 東日本大震災の被災農家、被災農家等を雇用している農業生産法人等

支援の内容

被災した農家が、福島県内外の避難先における耕作放棄地を活用して、営農を再開する取組を支援します。

【主な支援内容】

① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入に係る経費を補助します。

・再生作業(雑草、雑木の除去)	5万円/10a	} 最大27.5万円/10a
・再生作業(抜根等)	10万円/10a	
・除レキ、深耕、整地	5万円/10a	
・土づくり(最大2回)	5万円/10a	
・営農定着(作物の栽培)	2.5万円/10a	

② 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用施設整備、農業用機械リース、貯蔵施設等の整備に係る経費について、2分の1以内で補助します。

③ 「実証ほ場」の設置による支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災者の雇用や作物の栽培実証等の運営業務の委託を行います。

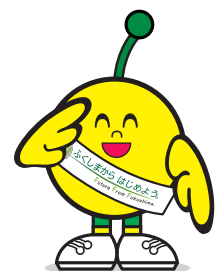
④ 法人に対する支援

法人で1ha以上の再生を実施する場合は、別事業「耕作放棄地活用条件整備復興促進事業」により、再生に対する経費への上乗せや当事業で対象とならない農業用機械等の整備を支援しています。

【必要な書類(申請書類)】 必要な書類等、申請については下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県農村振興課

☎024-521-7415



県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

②④ 肉用牛生産力再生推進事業

【対象者】 東日本大震災及び原子力災害により被災した和牛繁殖農家

支援の内容

経営再開を図るために必要な肉用繁殖雌牛導入を支援します。

① 繁殖経営基盤再生推進事業

施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、新規施設や借上げ施設に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します(定額:300千円/頭)。

② 繁殖生産基盤再生推進事業

施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、帰還後に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します(定額:120千円/頭)。

【必要な書類(申請書類)】 必要な書類等、申請については下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各農林事務所

●福島県畜産課

☎024-521-7365

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

②⑤ 東日本大震災漁業経営対策特別資金

【対象者】 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けている漁業者及び水産加工業者

支援の内容

消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。

【貸付限度額】 個人500万円、法人700万円

【貸付利率】 無利子

【償還期限】 10年以内(うち据置3年以内)

【融資機関】 福島県信用漁業協同組合連合会

【必要な書類(申請書類)】 ・借入申請書
・その他添付書類
必要な書類については、貸付窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県信用漁業協同組合連合会

☎0246-29-2331

県担当課 ●福島県水産課

☎024-521-7379

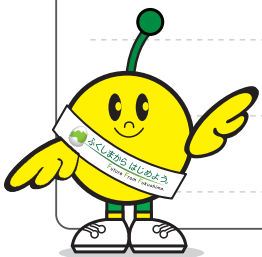
①備考(注意事項等)

○融資の条件として、東日本大震災にかかる罹災証明等を受けている必要があります。

MEMO



A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



暮らしのこと

生活支援・コミュニティ形成

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

②⑥ 避難者見守り活動支援事業

【対象者】 福島県内の避難者

支援の内容

応急仮設住宅や民間借上げ住宅(みなし仮設住宅)等に入居する住民一人一人に寄り添った支援を行い、戸別訪問により様々な相談、関心、要望等(放射線、生活再建等)の聞き取りや集約を行い、住民の相談内容等に応じた放射線、健康、生活再建等に関する情報を提供し、行政や専門機関に適切につなぐ活動を行います。

被災者見守り・相談支援事業

東日本大震災の被災地及び被災者を受け入れている地域において、生活支援相談員等を配置するなど、被災者等に対する見守りや孤立防止のための相談支援等を実施します。

(実施主体) (社福)福島県社会福祉協議会、NPO法人、市町村民生児童委員協議会等

窓口(問い合わせ先) ●福島県社会福祉課

☎024-521-7322

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

②⑦ 生活拠点コミュニティ形成事業

【対象者】 ・原子力災害により避難指示を受け、復興公営住宅に入居している方
・復興公営住宅周辺の住民

支援の内容

[コミュニティ交流員]を配置して、復興公営住宅にお住まいの方を中心に地域のコミュニティづくりをお手伝いします。

窓口(問い合わせ先) ●福島県生活拠点課(復興公営住宅担当)

☎024-521-8617

①備考(注意事項等)

○県が民間団体に委託して事業を実施します。



県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑳ 絆づくり応援事業

【対象者】 県内在住の被災求職者

支援の内容

本事業は、県が委託した就職支援会社を通して、被災求職者を雇用するもので、人件費は県で負担します。仮設住宅の運営等の被災者の生活に関わる支援や原子力災害の事故等から復興していくために必要とされる支援などの業務に従事します。

例

- (1) 仮設住宅入居者への情報提供・安否確認
- (2) 環境・食品・水道水等の放射線量測定
- (3) 内部被ばく検査受付
- (4) 子ども遊び場管理・見守り業務
- (5) 市町村等の行政事務(市町村等からの情報伝達業務)

【必要な書類(申請書類)】 受託会社又は各ハローワークへお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

- 福島県雇用労政課 受託会社 ☎024-521-7290
- (株)トーネット(県北地域) ☎024-545-6500
- (株)ワールドインテック福島(県中、相双、いわき地域) ☎024-990-0651
- ニューワーク情報サービス(有)(県南地域) ☎0248-72-1616
- (有)ニューサポート(会津地域) ☎0242-23-8886
- 各ハローワーク(P54)

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

㉑ 福島県外への復興支援員の設置

【対象者】 福島県外への避難者

支援の内容

県外駐在員(福島県職員)とともに避難者に対する戸別訪問や相談対応等を行う県復興支援員を設置し、避難者の個別具体的な課題に対応します。平成28年度は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、群馬県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県の9都県に設置しています。

主な活動内容

- (1) 避難者に対する戸別訪問、避難者への情報提供・相談対応
- (2) 避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携・情報共有
- (3) 市町村復興支援員の活動支援

窓口(問い合わせ先)

- (埼玉県)復興支援員埼玉事務所 ☎048-814-1111
- (千葉県)千葉県社会福祉協議会内 ☎043-204-6010
- (神奈川県)神奈川県臨床心理士会 ☎045-716-6440(留守番電話対応)
- (群馬県)ぐんま暮らし応援会内 ☎027-333-1635
- (山形県)山形県社会福祉協議会内 ☎023-626-1622
- (新潟県)新潟県社会福祉協議会内 ☎025-281-5521
- (茨城県)茨城県社会福祉協議会内 ☎029-241-1133
- (栃木県)とちぎボランティアネットワーク内 ☎028-622-0021
- 福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

①備考(注意事項等)

- 復興支援員の戸別相談を希望される方は、上記問い合わせ先にご連絡ください。
- 東京都については、福島県避難者支援課から復興支援員におつなぎしますので、上記問い合わせ先までご連絡ください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③ 福島県外への生活再建支援拠点の設置

【対象者】 福島県外への避難者

支援の内容

県内外の支援団体と連携して、県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」を設置し、帰還や生活再建に向けての相談や、必要な情報提供のための相談会・交流会等を行います。

窓口(問い合わせ先)

受託団体名		電話番号	相談日	時間
1	北海道 (特非)北海道NPOサポートセンター	011-200-0973	月～金(対面相談 月・水・金)	10時～17時
2	青森・岩手・秋田 (特非)あきたパートナーシップ	018-829-2140	月～金	10時～21時
3	宮城 (一社)みやぎ連携復興センター	080-9259-7049	火・水・金	10時～17時
4	山形 (特非)山形の公益活動を応援する会・アミル	023-674-0606	月～金(対面相談 月・火・木)	9時～17時
5	茨城 茨城県内への避難者・支援者ネットワークふうあいねっと	070-3182-4044	火・水・木	9時30分～16時30分
6	栃木 (認定特非)とちぎボランティアネットワーク	028-622-0021	火・水・金	10時～17時
7	群馬 ぐんま暮らし応援会	027-386-6560	月～金	9時～17時
8	埼玉 福島県外避難者相談センター ※受託団体：(一社)埼玉県労働者福祉協議会	☎0120-60-7722	月～金	9時～17時
9	千葉 (特非)ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	080-5418-7286	月・火・水(土曜午前は電話相談のみ)	10時～17時
10	東京 日中：(社福)東京都社会福祉協議会 夜間：(特非)医療ネットワーク支援センター	日中：0120-978-885 夜間：03-6911-0584	月～金(対面相談は要予約)	日中：9時30分～17時 夜間：17時～20時30分
11	神奈川 (特非)かながわ避難者と共にあゆむ会	☎0120-122-884	月～土 (対面相談は要予約 月・水・金)	12時～19時 (対面相談 10時～17時)
12	新潟 ただ今設置に向けて準備中。 ご相談は[toiro](P21㉔)まで。	024-573-2731 (toiro)	月・水・金	10時～17時
13	山梨・長野 東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会	055-274-7722	月～金	9時～17時
14	富山・石川・福井 (一社)石川県災害ボランティア協会	0800-123-1446 (フリーダイヤル)	日・火・木・金・土	10時～12時 14時～19時
15	静岡 福島県外避難者相談センター ※受託団体：静岡県臨床心理士会	☎0120-42-2828 054-275-2828	火・水・金	9時～16時30分
16	愛知 愛知県被災者支援センター	052-954-6722	月～金	10時～17時
17	岐阜・三重 (認定特非)レスキューストックヤード	052-212-8155	月～金(対面相談 月・水・木)	10時～18時
18	滋賀・京都 (特非)和(なごみ)	075-353-5181	月・水・金	10時～17時
19	大阪・兵庫・奈良・和歌山 関西広域避難者支援センター	070-5346-9311 070-5269-9311	月・火・金	10時～16時30分
20	鳥取・岡山 (一社)ほっと岡山	070-5670-5676	火・木・金	10時～16時
21	島根・広島・山口 ひろしま避難者の会「アスチカ」	☎0120-24-2940	火・水・金	10時～16時
22	徳島・香川・愛媛・高知 (特非)えひめ311	089-993-8329 070-5515-2217	月・水・金	10時～17時
23	福岡・佐賀・長崎・熊本 被災者支援ふくおか市民ネットワーク	092-409-3891	月・水・金	10時～18時
24	大分・宮崎・鹿児島 『うみがめのたまご』 ～3.11ネットワーク～	0985-25-2810	火・木・土	10時～16時
25	沖縄 福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 ※受託団体：(特非)まちなか研究所わくわく	080-6498-6720	月～土	10時～16時

県担当課 ●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

①備考(注意事項等)

- 電話番号、相談日などをよくご確認の上ご連絡ください(祝日、年末年始は対応していない場合があります)。
- 相談会や交流会の詳細は、担当エリアの拠点にお問い合わせください。
- また、団体によっては、近隣の他団体と連携しながら業務を行っており、他団体が電話相談に応じることもありますので、予めご了承ください。



県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

① 帰還・生活再建に関する相談窓口「被災者の暮らし再建相談ダイヤル」の設置

【対象者】 東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故により被災された方、避難されている方

支援の内容

住まい、健康、子育て、就労、就学、環境など、帰還や生活再建に関するご相談をお受けいたします。ご相談に応じて、県で実施している各種支援策や関係機関の取組み、担当窓口の連絡先などをご案内いたします。

被災者の暮らし再建相談ダイヤル

〈電話番号〉 ☎0120-303-059

※フリーダイヤルですので、電話代はお気になさらずにご相談ください。

〈受付時間〉 9時～17時(月曜日～金曜日) ※祝日・年末年始を除く

窓口(問い合わせ先)

●被災者の暮らし再建相談ダイヤル

☎0120-303-059

県担当課

●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当)

☎024-521-8306

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

② 避難者相談案内窓口「toiro」の設置

【対象者】 福島県内外への避難者

支援の内容

県内の民間団体と連携して、避難者からの相談や問い合わせについてきめ細かな対応を行う総合相談窓口を設置しています。また、福島の実情などを伝える人材を県外に派遣し、福島の情報を伝えることで、避難者の生活再建等に向けた判断材料を提供します。

ふくしまの今とつながる相談室「toiro」

〈相談ダイヤル〉 024-573-2731 ※一度電話をかけていただくと、toiroから電話をかけ直します。電話代はお気になさらずにご連絡ください。

〈開設時間〉 10時～17時(毎週月・水・金) ※祝祭日休み

【必要な書類(申請書類)】 人材派遣の様式等については、下記窓口へお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

●ふくしまの今とつながる相談室「toiro」

☎024-573-2731

(運営:一般社団法人ふくしま連携復興センター) URL <http://f-renpuku.org/toiro>

県担当課

●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

情報提供

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③ 国・地元自治体の広報誌・ふるさと情報の送付

【対象者】 ・原発避難者特例法に基づく指定市町村からの避難者

・上記以外の市町村からの県外への自主避難者

支援の内容

避難世帯へ、国・県・市町村の各種広報誌、新聞ダイジェスト版等の生活支援情報の他、ふるさとに関する情報を送付します。

窓口(問い合わせ先)

●被災時に居住していた市町村(P48～50)

●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

①備考(注意事項等)

○広報物が届かない場合、引越等に伴う郵送先の変更や郵送停止を希望する方は、上記窓口にお知らせください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③④ 地元紙(福島民報、福島民友)の提供

【送付先】 福島県外の図書館等の公共施設、交流施設等

支援の内容

福島県外の図書館等の公共施設や、交流施設など、避難されている方が集まる場所に地元紙(福島民報、福島民友)を送付し、閲覧に供します。全国約470カ所に週2回送付しています。

窓口(問い合わせ先) ●福島県避難者支援課

☎024-523-4157

①備考(注意事項等)

- 地元紙の閲覧施設については、避難者支援課のホームページに掲載しています。
- 新たに送付を希望される施設がございましたら、上記窓口へご相談ください(個人への送付は不可)。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③⑤ 地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行

【対象者】 福島県内外の避難者等

支援の内容

福島の復興に向けた動き、ふるさとで安心して暮らすための環境整備、避難者支援に関する取組などを盛り込んだ情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を月1回程度発行します。

主な掲載内容

- ・復興公営住宅を始めとした、生活インフラ等の整備、復旧
- ・除染の進捗、食の安全・安心、健康・心のケア、教育、子育て支援
- ・避難元市町村の復興に向けた動きや避難先での交流会・イベント等
- ・福島第一原発の廃炉状況や安全確認体制
- ・その他、避難されている方々の関心の高いタイムリーな情報 など

【送付先】

避難元市町村や全国の受入先自治体、NPO等の支援団体、広報誌送付事業などを通じて避難者に提供しています。

窓口(問い合わせ先) ●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

①備考(注意事項等)

- 今まで発行したものについては、避難者支援課ホームページに掲載しています。



県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③⑥「帰還支援アプリ」による情報提供

【対象者】 福島県内外の避難者等

支援の内容

避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方へ、スマートフォンやタブレットのアプリでふるさとの情報をお伝えします。
「AppStore」「GooglePlay」から「帰還支援」で検索、または右記二次元バーコードからダウンロード(無料)してご利用ください。

ダウンロードは
こちらから



掲載情報

避難地域とその近隣で避難者の受け入れや自主避難者の多い30市町村における以下の情報
・イベント情報
・学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、福祉施設、病院、商店街、公営住宅、役所などに関する情報

窓口(問い合わせ先) ●福島県情報政策課

☎024-521-7133

治安対策

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③⑦ 応急仮設住宅(建設型)の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理

【対象者】 応急仮設住宅(建設型)の居住者

支援の内容

仮設住宅を管轄する警察署が、独自に開設する警察官立寄所等を拠点として、
・各種相談・要望の受理
・防犯指導と防犯講話等による犯罪被害防止
・防犯広報紙の配布
等を行います。

窓口(問い合わせ先) ●仮設住宅の所在地を管轄する警察署(P52)

県担当課 ●福島県警察本部地域企画課

☎024-522-2151



移動支援

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③⑧ 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置

【対象者】 ・原発事故発生時に警戒区域等を生活の本拠としていた方
・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

支援の内容

原発事故による避難者に対し、高速道路の無料措置を実施します。

【対象車種】 全車種(避難者が運転又は同乗)

【対象走行】 福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

【実施期間】 平成24年4月1日～平成29年3月31日

【必要な書類(申請書類)】 対象者であることを証明する書面

窓口(問い合わせ先) ●国土交通省道路局高速道路課

☎03-5253-8111

県担当課 ●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

①備考(注意事項等)

○必要書類は原本のみ有効

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

③⑨ 母子避難者等高速道路無料化支援事業

【対象者】 原発事故発生時に中通り、浜通り(避難指示区域等を除く)に居住し、自主避難している母子避難世帯等

支援の内容

原発事故に伴う母子避難者等※に対し、避難先と避難元との移動に伴う経済的負担を軽減するため、高速道路の無料措置を実施します。

※子とは、満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者

【対象車種】 中型車以下の車両(対象者が運転又は同乗)

【対象走行】 避難先、避難元最寄りのインターチェンジ間の走行(途中乗車・下車不可)

【実施期間】 平成25年4月26日～平成29年3月31日

【必要な書類(申請書類)】 通行に必要な証明書の申請方法については、下記窓口にお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●避難元市町村(P48～50)

県担当課 ●福島県避難者支援課

☎024-523-4250

①備考(注意事項等)

○次に該当する場合は、高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いします。

- ・満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子ども及びその父母等
- ・既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方

○複数の子どもを対象とした証明書のうち、一部の子どもが対象外となる場合や、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の再発行が必要となりますので、証明書を発行した市町村へ再申請をお願いします。

心と体に関すること

心のケア

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④⑩ 被災者の心のケア事業

【対象者】 福島県内外の被災者等

支援の内容

「ふくしま心のケアセンター」の職員が、仮設住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います(福島県内のみ)。また、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを開設しています(福島県内外)。なお、県外避難者向けの相談窓口等を開設しています。

窓口(問い合わせ先) ●ふくしま心のケアセンター

☎024-531-6522(被災者相談ダイヤル)
(平成28年10月1日から) ☎024-925-8322

県担当課 ●福島県障がい福祉課

☎024-521-8204

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④⑪ 子どもの心のケア事業

【対象者】 被災した子どもたち及び子どもたちに接している保護者や支援者

支援の内容

子どもたちの支援を行っている団体に業務を委託し、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している保護者への心のケアを通して支援します(なお、県外避難者に対しても支援を行います)。避難先から帰還した母親を対象に「ママカフェ」を実施し、交流の場を設けています。

窓口(問い合わせ先) ●ふくしま子ども支援センター

☎024-573-0150

県担当課 ●福島県児童家庭課

☎024-521-8665

①備考(注意事項等)

○ふくしま子ども支援センター(特定非営利活動法人ビーンズふくしま内)と連携し、事業を進めています。詳細は上記窓口にご確認ください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④②女性の悩み相談事業

【対象者】 女性の方

支援の内容

震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。

実施主体

内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等

事業内容

①電話相談

【実施日・時間】 10時～17時(月～金曜日) ※祝日を除く
下記窓口(問い合わせ先)の①にご連絡ください。

②面接相談(いわき)

【実施日】 毎月第2土曜日、第4水曜日ほか
下記窓口(問い合わせ先)の②でご予約ください

窓口(問い合わせ先)

①女性のための電話相談・ふくしま

☎0120-207-440

②女性のための面接相談

☎0120-207-440

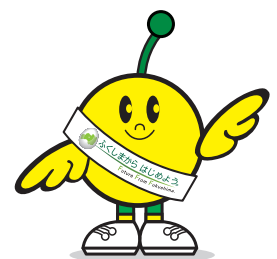
☎0246-21-7235

☎080-6291-5736

県担当課

●福島県男女共生課

☎024-521-7188



県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④3 男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)

【対象者】 福島県民

支援の内容

生活全般に係る相談

家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談

【実施日・時間】

・9時～12時・13時～16時(火・木～日曜日)

・13時～17時・18時～20時(水曜日)

【相談方法】

電話、面接(予約制)

【男性相談員による相談(電話)】

17時～20時(火曜日)

法律関係に係る相談

離婚問題、親権、慰謝料など、法律に関わることについての相談

【実施日・時間】

・13時30分～15時30分(毎月第1・3水曜日)

【相談方法】

面接(予約制)

【相談員】

弁護士

女性による女性のためのカウンセリング

ドメスティック・バイオレンス等被害者の心のケア

【実施日・時間】

・10時～11時(毎月第1金曜日)

・13時30分～14時30分(毎月第3金曜日)

【相談方法】

面接(予約制)

【相談員】

臨床心理士

窓口(問い合わせ先) ●福島県男女共生センター

☎0243-23-8320

県担当課 ●福島県男女共生課

☎024-521-7188

①備考(注意事項等)

【実施主体・実施場所】

福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)

健康管理

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④④ 県民健康調査「甲状腺検査」

- 【対象者】
- (1) 先行検査
平成4年4月2日から平成23年4月1までに生まれた福島県民
(平成23年3月11日時点、概ね0歳から18歳までの福島県民)
 - (2) 本格検査
平成4年4月2日から平成24年4月1までに生まれた福島県民

支援の内容

東日本大震災や福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康の維持・増進につなげることを目的とした「県民健康調査」を実施しています。震災当時、概ね18歳以下の方を対象として、甲状腺検査を実施しています。県外避難者の方も避難先の近隣で検査を受けられるように、全都道府県の約100カ所の医療機関で受診できる体制を整備しており、県内における検査実施機関の拡充にも取り組んでいます。

【必要な書類(申請書類)】 詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

窓口(問い合わせ先) ● 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130

県担当課 ● 福島県県民健康調査課 ☎024-521-8028

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④⑤ 県民健康調査「健康診査」

- 【対象者】 避難区域等[※]の住民
※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村、飯館村、伊達市の一部
(特定避難勧奨地点関係地区)

支援の内容

東日本大震災や福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康の維持・増進につなげることを目的に「県民健康調査」を実施しています。避難区域等の住民を対象として、市町村が実施する特定健康診査等の機会に、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を実施しており、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、県内はもとより、各都道府県で受診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。

【必要な書類(申請書類)】 詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

窓口(問い合わせ先) ● 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130

県担当課 ● 福島県県民健康調査課 ☎024-521-8028

子育て・教育のこと

子育て支援

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④⑦ 母子の健康支援事業

【対象者】 妊産婦、乳幼児を持つ保護者

支援の内容

① 電話相談

以下の内容などについて電話で相談対応します。

- ・妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩み
- ・母乳育児に対する不安や悩み
- ・母乳検査の受け方

② 訪問・来所相談

ご希望により、助産師による相談の対応をします。

③ 地域子育てサロン、交流会の開催

窓口(問い合わせ先)	●フリーダイヤル	☎0120-80-2051
	●福島県助産師会(福島窓口)	☎080-2835-9988
	●福島県助産師会(会津窓口)	☎0242-85-8303
	●福島県助産師会(いわき窓口)	☎080-2837-7588
県担当課	●福島県子育て支援課	☎024-521-7174

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④⑧ 子ども健やか訪問事業

【対象者】 福島県内に避難している児童を持つ家庭

支援の内容

仮設住宅等(借上げ住宅を含む)で避難生活をしている子どもを持つご家庭を、子ども健やか訪問員が訪問し、生活・育児等の相談に対応します。

(訪問実施者) 子ども健やか訪問員(保健師、助産師、看護師等)

窓口(問い合わせ先)	●福島県子育て支援課	☎024-521-7174
------------	------------	---------------

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

④9 児童の養育相談

【対象者】 18歳未満の児童及びその保護者等

支援の内容

児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談(育児・しつけ、障がい、非行等)に対応します(来所、電話)。

【受付時間】8時30分～17時15分(平日)

窓口(問い合わせ先)

- 福島県中央児童相談所 ☎024-534-5101
- 福島県県中児童相談所 ☎024-935-0611
- 福島県会津児童相談所 ☎0242-23-1400
- 福島県浜児童相談所 ☎0246-28-3346

県担当課

- 福島県児童家庭課 ☎024-521-8665

①備考(注意事項等)

相談内容によっては、避難先の地域の児童相談所と連携して対応することになります。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤0 子どもの医療費助成事業

【対象者】 県内に住民票があり、健康保険に加入している18歳までの方
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)

支援の内容

- 対象者が健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額(診療費や入院時食事療養費等)について、県及び市町村が助成します。
- 健康保険が適用されないもの(予防接種・薬の容器代・紹介状なしに受診した際に課せられる特定料金等)は助成対象とはなりませんのでご注意願います。
- 原則として、国の制度による公費負担医療制度が利用できる場合にはそちらを優先し、その際に自己負担額が生じた場合には、当該自己負担額に対して助成します。
例：小児慢性特定疾患治療研究事業、育成医療、養育医療
- 医療機関の窓口で一旦自己負担額をお支払いいただき、その後、市町村へ請求して還付を受ける場合もあります。助成手続等については、住民票のある市町村にお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

- 住民票のある市町村(P48～50)

県担当課

- 福島県児童家庭課 ☎024-521-7176

教育支援(奨学金・就学支援など)

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤1 東日本大震災子ども支援基金給付事業

【対象者】 震災により親を亡くした児童等

支援の内容

東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童(孤児・遺児)の生活及び修学を支援します。

月額支援給付金

未就学児童	孤児:30,000円、遺児:20,000円
小・中学校に在籍する者	孤児:40,000円、遺児:30,000円
高等学校等に在籍する者	孤児:50,000円、遺児:40,000円
大学及び専門学校等に在籍する者	孤児:60,000円、遺児:50,000円

入学時・卒業時支援金給付金

小学校入学時	30,000円
小学校卒業時	50,000円
中学校卒業時	100,000円
高等学校卒業時	300,000円

【必要な書類(申請書類)】 ・福島県東日本大震災子ども支援基金給付金給付申請書

添付書類

- ・学校等に在籍することを証する書類
- ・振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類
- ・震災に起因する理由によって保護者が死亡又は行方不明になったことを証する書類
- ・現在の保護者との関係、現在の住所を証する書類
- ・その他知事が必要と認める書類

窓口(問い合わせ先)

●福島県こども・青少年政策課

☎024-521-7198

①備考(注意事項等)

○給付対象となる方は、手続きをご案内しますので、上記窓口にお知らせください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤2 被災幼児就園支援事業

【対象者】 東日本大震災により被災又は原子力災害により避難し、経済的な理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児

支援の内容

福島県内市町村が実施する就園支援に対して補助(補助率10/10)を行い、教育機会を確保します。

【対象経費】 保育料、入園料

なお、各市町村では、罹災証明、被災証明、所得証明及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。お子様が通っている(通う予定の)幼稚園を通して、各市町村教育委員会にお申し込みください。

窓口(問い合わせ先)

●各幼稚園

●お住まいの市町村(P48～50)

●福島県義務教育課

☎024-521-7796

①備考(注意事項等)

○この制度は各都道府県で実施しておりますので、県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤3 被災児童生徒就学支援事業

【対象者】 東日本大震災により被災又は原子力災害により避難し、経済的な理由により就学が困難となった世帯の児童生徒

支援の内容

福島県内市町村が実施する必要な学用品費、学校給食費等の就学支援に対して補助(補助率10/10)を行い、義務教育(小・中学校)の教育機会を確保します。

【対象費目】 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等

なお、各市町村では、罹災証明、被災証明、所得証明及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。

お子様が通っている小・中学校を通して、各市町村教育委員会にお申し込みください。

窓口(問い合わせ先)

●各小・中学校

●お住まいの市町村(P48～50)

●福島県義務教育課

☎024-521-7796

①備考(注意事項等)

○この制度は各都道府県で実施しておりますので、福島県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤4 高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用)

【対象者】 東日本大震災により被災(家屋の全壊・半壊、警戒区域等からの避難等)し、経済的理由により就学困難となった高等学校・専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部の生徒

支援の内容

奨学資金を貸与します。

【貸与月額】 国公立 自宅通学 18,000円 / 自宅外通学 23,000円

私立 自宅通学 30,000円 / 自宅外通学 35,000円

【貸与期間】 採用年度における1年間

【利子】 無利子

【保証人】 連帯保証人1名(保護者)

【返還】 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。

【必要な書類(申請書類)】 願書に必要な書類(住民票謄本、罹災証明書等)を添え、在学する学校を通じて申請してください。詳細は、下記窓口にお問い合わせください(申請書類は、県高校教育課のホームページからダウンロードすることもできます)。

窓口(問い合わせ先)

●在学している学校

●福島県高校教育課

☎024-521-7775

①備考(注意事項等)

○保護者が福島県内に住所を有している方が対象となります。

○1年生以外も応募できます。募集期間(平成28年度は5～7月、追加募集10月)がありますのでご注意ください。なお、学校の締め切りは早めに設定されておりますので、学校にご確認ください。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤ 高等学校通学費支援事業

【対象者】 原発事故に伴い、サテライト校等への通学を余儀なくされた生徒の保護者等

支援の内容

通学費の支援を行います。

【必要な書類(申請書類)】 ①高等学校生徒通学費支援金交付申請書
 (② 自家用車送迎申請の場合は併せて自家用車送迎承認申請書)
 ※添付書類として
 ③通学届 ④口座振替申出書
 ⑤通学定期券の写し又は通学定期券の購入が確認できる領収書の写し

窓口(問い合わせ先)

●在学している学校が県立高校の生徒の場合
 福島県財務課 ☎024-521-8613

●在学している学校が私立高校の生徒の場合
 福島県私学・法人課 ☎024-521-7048

①備考(注意事項等)

○定期券を購入した日から15日以内に学校へ書類を提出してください。①と⑤は購入の都度提出していただけます。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥ 介護福祉士等修学資金貸付事業

【対象者】 福島県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生

支援の内容

【貸付対象】 福島県内に住所登録をしている、または介護福祉士等養成施設入学までに福島県内に1年以上住所を有していた者で、介護福祉士等養成施設卒業後、福島県内において福祉・介護業務を目指す方。

【貸付金の限度額】 ①月額5万円以内
 ②入学準備金 20万円以内(初回のみ)
 ③就職準備金 20万円以内(最終回のみ)
 ④国家試験受験対策費用 4万円(年額)(国家試験の受験見込者に限る)
 ⑤生活費加算 4.2万円程度(月額)(生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る)
 ⑥実務者研修受講費用 20万円以内(初回のみ)

【貸付金の返還】 養成施設を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還頂きます。ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。

- ①養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得
 ②県内の福祉施設等において介護又は相談援助業務等に5年間従事

【必要な書類(申請書類)】 在学する養成施設を通じて、(社福)福島県社会福祉協議会へ申請します。募集案内については、各養成施設にお知らせするとともに、福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。

窓口(問い合わせ先)

●(社福)福島県社会福祉協議会福祉サービス支援課 ☎024-523-1256

県担当課

●福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

お金・税金・賠償のこと

お金のこと

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤7 災害援護資金貸付制度

【対象者】 東日本大震災により世帯主が負傷を負った世帯や住居や家財に相当程度の被害を受けた世帯で一定所得以下の世帯

支援の内容

被災時に居住していた市町村から無利子又は低利子で生活の立て直しを図るための資金の貸付を受けることができます。貸付限度額は被害の種類・程度等に応じて異なりますが最大で350万円までとなっております。申請期限は、平成30年3月31日までとなっておりますが市町村によって異なる場合がありますので詳しくは被災当時お住まいの市町村にお尋ねください。

窓口(問い合わせ先) ●被災当時お住まいの市町村(P48～50)

県担当課 ●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当) ☎024-521-8306

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤8 災害弔慰金

【対象者】 災害により死亡された方(又は行方不明の方)の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹*)
※兄弟姉妹は、配偶者、子、父母又は祖父母のいずれもない場合で、亡くなった方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方に限ります。

支援の内容

〈支給額〉

- ①生計維持者が亡くなられた場合:500万円
- ②その他の方が亡くなられた場合:250万円

【必要な書類(申請書類)】 各市町村により異なりますので担当窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●被災当時お住まいの市町村(P48～50)

県担当課 ●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当) ☎024-521-8306

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑤9 災害障害見舞金

【対象者】 災害により精神又は身体に重度の障害^{*}を受けた方

※障害の程度:両眼が失明したもの、常に介護を要するもの等

支援の内容

〈支給額〉

- ①生計維持者が重度の障害を受けた場合:250万円
- ②その他の方が重度の障害を受けた場合:125万円

【必要な書類(申請書類)】 各市町村により異なりますので担当窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) ●被災当時お住まいの市町村(P48~50)

県担当課 ●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当) ☎024-521-8306

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥0 被災者生活再建支援制度

【対象者】 ・地震、津波により居住していた住宅が全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯

・地震、津波により居住していた住宅が半壊の被害を受け、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支援の内容

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

〈支給額〉・基礎支援金(被害の程度により支給)最大100万円
 ・加算支援金(住宅の再建方法により支給)最大200万円

〈申請期間〉・基礎支援金(平成29年4月10日まで)
 ・加算支援金(平成30年4月10日まで)

【必要な書類(申請書類)】 ・被災者生活再建支援金支給申請書 ・住民票(被災当時の居住状況が確認できるもの)

・罹災証明書 ・預金通帳の写し ・契約書の写し ・その他必要書類

窓口(問い合わせ先) ●被災当時お住まいの市町村(P48~50)

県担当課 ●福島県生活拠点課(避難者住宅対策担当) ☎024-521-8306

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥生活福祉資金貸付制度(生活復興支援資金貸付)

【対象者】 ①東日本大震災により被災し「被災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯
②震災前まで生計を維持していた低所得世帯、または震災により低所得になった世帯
※①と②の要件を満たす必要があります。

支援の内容

生活福祉資金の貸付は、厚生労働省の要綱に基づき都道府県社会福祉協議会が実施する制度です。
生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するため、生活福祉資金貸付制度の一つとして、当面の生活に必要となる経費等の貸付を行うものです。

①生活資金

【実施主体】 (社福)福島県社会福祉協議会

【資金の種類】 ア)一時生活支援費 単身世帯:月15万円以内で貸付期間6か月以内
複数世帯:月20万円以内で貸付期間6か月以内

イ)生活再建費 80万円以内(転居費、家具什器費等)

ウ)住宅補修費 250万円以内

【据置期間】 貸付日から2年以内

【償還期間】 20年以内(貸付金額に応じて異なる)

【連帯保証人】 原則1名必要。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも申請可能。

【貸付金利率】 無利子。ただし、連帯保証人がない場合は、年1.5%。

②借入利用希望者の相談・申請窓口

〈一時生活支援費・生活再建費の場合〉…お住まい(避難先を含む)の地域の市区町村社会福祉協議会

〈住宅補修費の場合〉…住宅がある地域の市町村社会福祉協議会

【必要な書類(申請書類)】 下記窓口までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

①(社福)福島県社会福祉協議会

☎024-523-1250

②住民票がある市町村の社会福祉協議会
又は避難先の市町村社会福祉協議会

県内の市町村社会福祉協議会(P53)

県担当課

●福島県社会福祉課

☎024-521-7322

①備考(注意事項等)

○本貸付は、「東日本大震災により被災した世帯」に対して行うものであり、それ以外の理由で貸付を受けることはできません。

○借入申込から、貸付可否決定、送金開始まで概ね1か月程度を要します。

○借入申込をした後、審査結果によっては貸付が出来ないことがあります。

○生活再建後に就労収入等により償還(返済)が見込めない場合は、貸付対象とならない場合があります。

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥② 母子父子寡婦福祉資金貸付

【対象者】 ・ひとり親家庭の父母及びその子ども
・寡婦

支援の内容

経済的自立、生活の安定、扶養する児童の福祉増進のため各種資金の貸付を行います。

【貸付の種類(限度額)】

- ①生活資金(月額10万3千円)
- ②住宅資金(150万円 災害の場合200万円)
- ③修学資金(学校の種類等により上限2万7千円～9万6千円/月) など12種類

【必要な書類(申請書類)】 ・戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
・世帯全員の所得証明書 など

窓口(問い合わせ先)

- 福島県児童家庭課 ☎024-521-7176
- 福島県各保健福祉事務所
 - 県北保健福祉事務所 ☎024-534-4118
 - 県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7809
 - 県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5647
 - 会津保健福祉事務所 ☎0242-29-5278
 - 南会津保健福祉事務所 ☎0241-63-0305
 - 相双保健福祉事務所 ☎0244-26-1134
- 郡山市役所 ☎024-924-2491
- いわき市役所 ☎0246-22-1111

税金の減免等

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥③ 法人県民税

【対象者】 東日本大震災により被災した法人

支援の内容

- 【制度概要】 一定の要件を満たす場合に、申請により減免を受けることができます。
- 【減免の対象年度】 平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分
- 【申請対象法人】 個別申請により平成27年3月31日以降、申告・納付の期限延長措置を受けている法人
- 【申請期限】 個別申請により認められた申告納付期限

【必要な書類(申請書類)】 申請書及び添付書類を各事業年度の確定申告の申告納付期限までに、
管轄の地方振興局県税部へ提出してください。

窓口(問い合わせ先)

- 福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課

- 福島県税務課 ☎024-521-7068

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥4 個人事業税

【対象者】 東日本大震災により被災した個人事業者

支援の内容

【制度概要】 一定の要件を満たす場合に、申請により減免を受けることができます。

【減免の対象】 平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税。

※すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は対象になりません。

※震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。

【必要な書類(申請書類)】 「個人事業税減免申請書」及び「罹災証明書」などが必要となります。
 なお、申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までです。
 ※納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までです。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7068

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥5 不動産取得税

【対象者】 —

支援の内容

① 家屋を建て替えた場合の特例措置

東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除を受けることができます。

② 居住困難区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、居住困難区域(帰還困難区域又は居住制限区域をいいます。以下同じ。)内にある家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除(減免)を受けることができます。

③ 避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の減免措置

原子力災害により、避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により減免を受けることができます。

④ 被災代替農用地に係る特例措置

東日本大震災や原子力災害により、被害を受けた農用地に代わる農用地を取得した場合にも上記①～③と同様の制度があります。

【必要な書類(申請書類)】 管轄の地方振興局県税部にご確認ください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7068

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥ 自動車税・自動車取得税

【対象者】 —

支援の内容

① 地震・津波により被災した自動車

地震又は津波により被災した自動車の代わりに自動車を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。

② 原子力災害により被災した自動車

(1) 対象区域内自動車に係る自動車税の特例

東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内(以下、「対象区域内」といいます。)に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合などは、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。

(2) 対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免

東日本大震災における原子力災害により、対象区域内に放置期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税の減免を受けることができます。

(3) 原子力災害により被災した自動車の代替自動車取得についての非課税措置

対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりに自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税(代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除)となります。

【必要な書類(申請書類)】 管轄の地方振興局県税部にご確認ください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7070

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑦ 軽油引取税

【対象者】 —

支援の内容

特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、東日本大震災などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。

【必要な書類(申請書類)】 「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。なお、申請期限は、納期限までです。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7205

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥8 復興産業集積区域に係る県税の課税免除

【対象者】 ①平成33年3月31日までに認定地方公共団体による指定を受けた個人事業者又は法人
 ②認定復興推進計画に定められた対象業種を行う個人事業者又は法人
 ※①と②の要件を満たす必要があります。

支援の内容

認定地方公共団体の指定を受けた事業者(指定事業者)が、復興産業集積区域内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

【必要な書類(申請書類)】 管轄の地方振興局県税部にご確認ください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7068

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑥9 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除

【対象者】 ①避難解除等区域復興再生事業実施計画について県の認定を受けた個人事業者又は法人
 ②避難指示対象区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて県の確認を受けた個人事業者又は法人
 ※①又は②の要件を満たす必要があります。

支援の内容

企業立地促進区域(新規事業者)及び避難解除区域等(既存事業者)内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

【必要な書類(申請書類)】 管轄の地方振興局県税部にご確認ください。

窓口(問い合わせ先) ●福島県各地方振興局県税部(P56)

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7068

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑦⑩ 県税の減免・納税の猶予・納期限等の延長

【対象者】 県税の納税義務者

支援の内容

① 減免

災害その他やむを得ない理由に該当する場合、申請により県税が減免されることがあります（なお、減免の要件及び範囲は、県税の種類によって異なります）。

② 納税の猶予

災害その他やむを得ない理由により、税金を一時に納付できないと認められる場合には、申請により納税が1年以内の期間（最長2年まで）猶予されます。

③ 納期限等の延長

災害その他やむを得ない理由により、納期限までに申告や納税などができないとき、申請により期限が延長されます。

【必要な書類（申請書類）】 管轄の各地方振興局県税部にご確認ください。

窓口（問い合わせ先） ●福島県各地方振興局県税部（P56）

県担当課 ●福島県税務課

☎024-521-7070

原子力損害賠償関係

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑦⑪ 原子力賠償被害者支援事業

【対象者】 原子力発電所事故による損害を被った個人、個人事業主及び法人

支援の内容

県では、原子力発電所事故による損害を被った個人、個人事業主及び法人を対象に、以下の支援を行っています。

① 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口（平日8時30分～17時15分 ☎024-521-8216）

原子力損害の賠償等に関する問い合わせを受け付けています。
また、弁護士による電話法律相談（毎週水曜日13時～17時）も実施しています。

② 原子力損害賠償巡回相談事業

県内各地において、県弁護士会及び県不動産鑑定士協会と連携し、個別面談方式による無料の相談会を実施しています。事前の予約が必要になりますので、下記問い合わせ窓口にご連絡ください。

ア) 弁護士巡回法律相談

イ) 不動産鑑定士巡回相談

相談の際は、東京電力から送付される宅地・建物の賠償請求に係る「請求書②」等が必要です。

窓口（問い合わせ先） ●原子力損害の賠償等に関する
問い合わせ窓口（福島県原子力損害対策課内）

☎024-521-8216

県担当課 ●福島県原子力損害対策課

県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体

⑦② 賠償請求に関する相談

【対象者】 原子力発電所事故による損害を被った個人、個人事業主及び法人

支援の内容

① 福島県弁護士会

- 原子力発電所事故被害者救済支援センター
対面での相談(3回まで無料)や賠償請求の代理業務を行う弁護士を紹介します。

問い合わせ先 ☎024-533-7770(平日10時~15時)

- 震災・原発無料電話相談

問い合わせ先 ●福 島 ☎024-534-1211(平日14時~16時)
●郡 山 ☎024-925-6511(平日14時~16時)
●いわき ☎0246-25-0455(平日14時~16時)

② 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

下記の業務を行っています。

- 弁護士による無料の電話相談(要予約) ● 行政書士による電話での無料の情報提供

問い合わせ先 ☎0120-013-814 10時~17時(月~土曜日、年末年始を除く)

- 県内での無料個別相談会(要予約) ● 県内での無料の巡回相談(仮設住宅・住民交流会等)

問い合わせ先 ☎0120-330-540 9時30分~17時(土・日・祝日含む、年末年始を除く)

③ 法テラス(日本司法支援センター)

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を行うために国により設立された組織です。弁護士や司法書士等による相談業務を行っています。(要予約)詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

- 震災法テラスダイヤル ☎0120-078-309 (平日9時~21時、土曜日9時~17時)
- 法テラス福島 ☎050-3383-5540 (平日9時~17時)
- 法テラス二本松 ☎050-3381-3803 (平日9時~17時)
- 法テラスふたば ☎050-3381-3805 (平日9時~17時)

県担当課

● 福島県原子力損害対策課

☎024-521-8216

各種相談窓口

〈平成28年9月現在〉

受付時間は、原則として
月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）の
8時30分から17時15分までです。
祝日・年末年始は対応していない場合があります。

国等との連携により、住宅全般、放射線、原子力損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。

◆避難者相談案内窓口

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 被災者の帰還・生活再建に関する相談	☎0120-303-059	福島県 生活拠点課 被災者のくらし再建相談ダイヤル(月～金：9時～17時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 避難者向けの総合相談窓口 (適切な窓口への案内が中心)	024-573-2731	(一社)ふくしま連携復興センター 「ふくしまの今とつながる相談室toiro」 (月・水・金：10時～17時)

◆市町村一覧

県北地域		
市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
福島市	960-8601 福島市五老内町3-1	024-535-1111
二本松市	964-8601 二本松市金色403-1	0243-23-1111
伊達市	960-0692 伊達市保原町字舟橋180	024-575-1111
本宮市	969-1192 本宮市本宮字万世212	0243-33-1111
桑折町	969-1692 伊達郡桑折町字東大隅18	024-582-2111
国見町	969-1761 伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1-7	024-585-2111
川俣町	960-1492 伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111
大玉村	969-1392 安達郡大玉村玉井字星内70	0243-48-3131

県中地域		
市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
郡山市	963-8601 郡山市朝日一丁目23-7	024-924-2491
須賀川市	962-8601 須賀川市八幡町135	0248-75-1111
田村市	963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2	0247-81-2111
鏡石町	969-0492 岩瀬郡鏡石町不時沼345	0248-62-2111
天栄村	962-0592 岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2111
石川町	963-7893 石川郡石川町字長久保185-4	0247-26-2111
玉川村	963-6392 石川郡玉川村大字小高字中畷9	0247-57-3101
平田村	963-8292 石川郡平田村大字永田字切田116	0247-55-3111
浅川町	963-6292 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112-15	0247-36-4121
古殿町	963-8304 石川郡古殿町大字松川字新桑原31	0247-53-3111
三春町	963-7796 田村郡三春町字大町1-2	0247-62-2111
小野町	963-3492 田村郡小野町大字小野新町字館廻92	0247-72-2111

県南地域		
市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
白河市	961-8602 白河市字八幡小路7-1	0248-22-1111
西郷村	961-8501 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40	0248-25-1111
泉崎村	969-0101 西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145	0248-53-2111
中島村	961-0192 西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1	0248-52-2111
矢吹町	969-0296 西白河郡矢吹町一本木101	0248-42-2111
棚倉町	963-6192 東白河郡棚倉町大字棚倉字中居野33	0247-33-2111
矢祭町	963-5192 東白河郡矢祭町大字東館字館本66	0247-46-3131
塙町	963-5492 東白河郡塙町大字塙字大町三丁目21	0247-43-2111
鮫川村	963-8401 東白河郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39-5	0247-49-3111

会津地域		
市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
会津若松市	965-8601 会津若松市東栄町3-46	0242-39-1111
喜多方市	966-8601 喜多方市字御清水東7244-2	0241-24-5211
北塩原村	966-0485 耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151	0241-23-3111
西会津町	969-4495 耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261	0241-45-2211
磐梯町	969-3392 耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	0242-74-1221
猪苗代町	969-3123 耶麻郡猪苗代町字城南100	0242-62-2111
会津坂下町	969-6592 河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662	0242-84-1503
湯川村	969-3593 河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18	0241-27-8800
柳津町	969-7201 河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234	0241-42-2112
三島町	969-7511 大沼郡三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5511
金山町	968-0011 大沼郡金山町大字川口字谷地393	0241-54-5111
昭和村	968-0103 大沼郡昭和村大字下中津川字中島652	0241-57-2111
会津美里町	969-6292 大沼郡会津美里町字宮北3163	0242-55-1122

南会津地域		
市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
下郷町	969-5345 南会津郡下郷町大字塩生字大石1000	0241-69-1122
檜枝岐村	967-0525 南会津郡檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2500
只見町	968-0498 南会津郡只見町大字只見字雨堤1039	0241-82-5210
南会津町	967-0004 南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1	0241-62-6100

相双地域

市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
相馬市	976-8601 相馬市中村字大手先13	0244-37-2120
南相馬市	975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27	0244-22-2111
広野町	979-0402 双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111
檜葉町	979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111
	970-8036 いわき市平谷川瀬1丁目1-1	0246-25-5561(いわき出張所)
	969-6164 大沼郡会津美里町字本郷道上1	0242-56-2155(会津美里出張所)
富岡町	963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5	☎0120-33-6466(郡山事務所)
川内村	979-1292 双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2111
大熊町	963-8035 郡山市希望ヶ丘11-10	☎0120-24-1013
	965-0873 会津若松市追手町2-41(会津若松市役所追手町第二庁舎内)	☎0120-26-3844(会津若松出張所)
	970-1144 いわき市好間工業団地1-43	☎0120-26-5671(いわき出張所)
双葉町	974-8212 いわき市東田町二丁目19-4	0246-84-5200(いわき事務所)
浪江町	964-0984 二本松市北卜ロミ573番地(二本松市平石高田第二工業団地内)	0243-62-0123(二本松事務所)
葛尾村	979-1602 双葉郡葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2111
	963-7719 田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1(貝山多目的運動公園管理棟)	0247-61-2850(三春出張所)
新地町	979-2792 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30	0244-62-2111
飯舘村	960-1892 相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580-1	0244-42-1611
	960-1301 福島市飯野町字後川10-2(福島市役所飯野支所内)	024-562-4258

いわき地域

市町村名	市役所・役場所在地	電話番号(代表)
いわき市	970-8686 いわき市平字梅本21	0246-22-1111

◆都道府県一覧

都道府県名	避難者支援担当	
	担当部課	電話番号
北海道	総合政策部地域創生局 地域政策課	011-204-5800
青森県	危機管理局 生活再建・産業復興室	017-734-9580
岩手県	復興局 生活再建課	019-629-6926
宮城県	震災復興・企画部 震災復興推進課	022-211-2408
秋田県	総合政策課 被災者受入支援室	018-860-4504
山形県	危機管理課 復興・避難者支援室	023-630-3100
福島県	避難地域復興局 避難者支援課	024-523-4250
茨城県	防災・危機管理局 防災・危機管理課	029-301-5977
栃木県	県民生活部 危機管理課	028-623-2136
群馬県	総務部 危機管理室	027-226-2258
埼玉県	危機管理防災部 消防防災課	048-830-8181
千葉県	防災危機管理部 防災政策課	043-223-3403
東京都	総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課	03-5388-2384
神奈川県	安全防災部 災害対策課	045-210-5945
新潟県	県民生活・環境部 震災復興支援課	025-282-1775
富山県	防災・危機管理課	076-444-3187
石川県	危機管理監室 危機対策課	076-225-1482
福井県	総合政策部ふるさと県民局 若者・定住支援課	0776-20-0665
山梨県	防災局 防災危機管理課	055-223-1432
長野県	危機管理部 危機管理防災課	026-235-7184
岐阜県	危機管理部 防災課	058-272-1132
静岡県	くらし・環境部 管理局	054-221-3535
愛知県	防災局 災害対策課	052-954-6724~6726
三重県	防災対策部 防災対策総務課	059-224-2181
滋賀県	健康医療福祉部 健康福祉政策課	077-528-3512
京都府	府民生活部 原子力防災課	075-414-4474
大阪府	危機管理室 災害対策課	06-6944-6021
兵庫県	防災企画局 復興支援課	078-362-9832
奈良県	総務部 知事公室 防災統括室	0742-27-8425
和歌山県	危機管理・消防課	073-441-2273
鳥取県	総務部 総務課	0857-26-7012
島根県	防災部 防災危機管理課	0852-22-5885
岡山県	危機管理課	086-226-7920
広島県	危機管理監 危機管理課	082-513-2786
山口県	健康福祉部 厚政課	083-933-2724
徳島県	県民環境部 県民環境政策課	088-621-2023
香川県	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3254
愛媛県	保健福祉部 保健福祉課	089-912-2383
高知県	危機管理部 南海トラフ地震対策課	088-823-9798
福岡県	福祉労働部 福祉総務課	092-643-3246
佐賀県	政策部 企画課	0952-25-7385
長崎県	危機管理監 危機管理課	095-895-2142
熊本県	危機管理防災課	096-333-2811
大分県	福祉保健部 被災者受入対策室	097-506-2591
宮崎県	危機管理局 危機管理課	0985-26-7618
鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	099-286-2295
沖縄県	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143

◆警察署一覧

名称	電話番号(代表)	住所
警察本部	024-522-2151	福島市杉妻町2番16号
福島	024-522-2121	福島市上町7番31号
川俣分庁舎	024-566-3121	伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島20番地の2
福島北	024-554-0110	福島市飯坂町平野字江合2番地の8
桑折分庁舎	024-582-2151	伊達郡桑折町大字谷地字形土15番地の2
伊達	024-575-2251	伊達市保原町大泉字大地内61番地の4
二本松	0243-23-1212	二本松市若宮二丁目163番地5
郡山	024-922-2800	郡山市字城清水23番地
郡山北	024-991-0110	郡山市富田町字下曲田2番地の8
本宮分庁舎	0243-33-3110	本宮市本宮字万世172番地の1
須賀川	0248-75-2121	須賀川市八幡町19番地の7
白河	0248-23-0110	白河市昭和町226番地の2
石川	0247-26-2191	石川郡石川町字長久保185番地の2
棚倉	0247-33-0110	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59番地の1
田村	0247-62-2121	田村郡三春町大字熊耳字下荒井194番地
小野分庁舎	0247-72-2121	田村郡小野町大字小野新町字小太内13番地
会津若松	0242-22-5454	会津若松市山見町248番地
会津美里分庁舎	0242-54-2055	大沼郡会津美里町字鹿島3057番地の1
猪苗代	0242-63-0110	耶麻郡猪苗代町字梨木西100番地の1
喜多方	0241-22-5111	喜多方市関柴町上高額字宮越537番地の10
会津坂下	0242-83-3451	河沼郡会津坂下町字館ノ下311番地
南会津	0241-62-1140	南会津郡南会津町田島字大坪54番地1
いわき中央	0246-26-2121	いわき市内郷御殿町四丁目148番地
常磐分庁舎	0246-43-2168	いわき市常磐関船町大平16番地の1
いわき東	0246-54-1111	いわき市小名浜岡小名字御代坂19番地
いわき南	0246-63-2141	いわき市植田町南町一丁目6番地の6号
南相馬	0244-22-2191	南相馬市原町区高見町一丁目262番地
双葉	0240-25-1500	※臨時庁舎 双葉郡榑葉町大字山田岡字大堤入22番地の1
浪江分庁舎	0240-34-2141	双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目18番地の1
相馬	0244-36-3191	相馬市中野寺字寺前203番地の1

◆市町村社会福祉協議会

名称	電話番号	名称	電話番号
福島市社会福祉協議会	024-533-8877	喜多方市社会福祉協議会	0241-23-3231
二本松市社会福祉協議会	0243-23-7867	磐梯町社会福祉協議会	0242-73-2181
伊達市社会福祉協議会	024-576-4050	猪苗代町社会福祉協議会	0242-62-5168
川俣町社会福祉協議会	024-565-3761	北塩原村社会福祉協議会	0241-28-3757
桑折町社会福祉協議会	024-582-1155	西会津町社会福祉協議会	0241-45-4259
国見町社会福祉協議会	024-585-3403	会津坂下町社会福祉協議会	0242-83-1368
大玉村社会福祉協議会	0243-68-2100	湯川村社会福祉協議会	0241-27-8890
本宮市社会福祉協議会	0243-33-2006	柳津町社会福祉協議会	0241-42-3418
郡山市社会福祉協議会	024-932-5311	会津美里町社会福祉協議会	0242-54-2940
須賀川市社会福祉協議会	0248-88-8211	三島町社会福祉協議会	0241-52-3344
田村市社会福祉協議会	0247-81-2166	金山町社会福祉協議会	0241-55-3336
鏡石町社会福祉協議会	0248-62-6428	昭和村社会福祉協議会	0241-57-2655
天栄村社会福祉協議会	0248-82-2826	南会津町社会福祉協議会	0241-62-4169
石川町社会福祉協議会	0247-26-3793	下郷町社会福祉協議会	0241-69-5111
玉川村社会福祉協議会	0247-57-4410	檜枝岐村社会福祉協議会	0241-75-2382
平田村社会福祉協議会	0247-55-3500	只見町社会福祉協議会	0241-84-7006
浅川町社会福祉協議会	0247-36-3163	南相馬市社会福祉協議会	0244-24-3415
古殿町社会福祉協議会	0247-53-4394	相馬市社会福祉協議会	0244-36-5033
三春町社会福祉協議会	0247-62-8586	広野町社会福祉協議会	0240-27-2789
小野町社会福祉協議会	0247-72-6866	檜葉町社会福祉協議会	0246-46-2090
白河市社会福祉協議会	0248-22-1159	富岡町社会福祉協議会	024-935-3345
西郷村社会福祉協議会	0248-25-5454	川内村社会福祉協議会	0240-38-3802
泉崎村社会福祉協議会	0248-54-1555	大熊町社会福祉協議会	0242-29-5760
中島村社会福祉協議会	0248-52-3400	双葉町社会福祉協議会	0246-84-6725
矢吹町社会福祉協議会	0248-44-5210	浪江町社会福祉協議会	0243-62-0877
棚倉町社会福祉協議会	0247-33-2623	葛尾村社会福祉協議会	0247-62-8687
矢祭町社会福祉協議会	0247-34-1050	新地町社会福祉協議会	0244-62-4213
塙町社会福祉協議会	0247-43-2154	飯舘村社会福祉協議会	024-562-3622
鮫川村社会福祉協議会	0247-49-3600	いわき市社会福祉協議会	0246-23-3320
会津若松市社会福祉協議会	0242-28-4030		

◆住まいに関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (月～金：9時～17時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 応急危険度判定から復旧までの 相談	024-521-4033	(一社)福島県建築士事務所協会 (月～金：8時～17時) ※相談には費用がかかります。
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 住宅再建支援(県の支援事業)に 関する相談	024-521-7528	福島県 建築指導課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局

◆仕事に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 経営に関する相談	024-525-4064 024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター 「よろず支援拠点」
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	福島県産業復興相談センター
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 避難先での事業再開や経営上の 悩みに関する相談	024-954-4162	(公財)福島県産業振興センター郡山事務所 「避難事業者等支援拠点」
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 特定地域中小企業特別資金に 関する相談	024-525-4019	(公財)福島県産業振興センター 「企業支援部原発災害対策特別融資チーム」
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 被災中小企業施設・設備整備支援 事業に関する相談	024-525-4075	(公財)福島県産業振興センター 「企業支援部資金支援課」
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 労働に関する相談	☎0120-610-145	福島県 雇用労政課「中小企業労働相談所」 (月～金：9時～16時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-925-0811	ふくしま生活・就職応援センター(月～土:10時～19時) [郡山事務所]
	0248-27-0041	[白河事務所]
	0242-27-8258	[会津若松事務所]
	0244-23-1239	[南相馬事務所](月～土：9時～18時)
	0240-28-0636	[広野事務所](月～金：9時～17時)
	0246-25-7131	[いわき事務所]
	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター
	03-3214-9009	[ジョブカフェふくしま](福島窓口) [福が満開、福しま暮らし情報センター](東京窓口)(火～日:10時～18時)
	024-534-4121	[ハローワーク福島] 〒960-8589 福島市狐塚17-40
	0246-23-1421	[ハローワーク平] 〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11(いわき地方合同庁舎1階)
	0246-54-6666	[ハローワーク磐城] 〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3
	0246-63-3171	[ハローワーク勿来] 〒974-8212 いわき市東田町1-28-3
	0242-26-3333	[ハローワーク会津若松] 〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
	0241-22-4111	[ハローワーク喜多方] 〒966-0853 喜多方市千町8374
0241-62-1101	[ハローワーク南会津] 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司12	
024-942-8609	[ハローワーク郡山] 〒963-8609 郡山市方八町2-1-26	
0248-24-1256	[ハローワーク白河] 〒961-0074 白河市字郭内1-136(小峰城合同庁舎1階)	
0248-76-8609	[ハローワーク須賀川] 〒962-0865 須賀川市妙見121-1	
0244-24-3531	[ハローワーク相双] 〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127	
0244-36-0211	[ハローワーク相馬] 〒976-0042 相馬市中村1-12-1	
0246-24-3055	[ハローワーク富岡] ※事業所向けサービスのみ 〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11(いわき地方合同庁舎5階)	
0243-23-0343	[ハローワーク二本松] 〒964-0906 二本松市若宮2-162-5	
0240-27-1220	[ハローワーク富岡・広野サテライト] 〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3(広野みらいオフィス2階)	

◆仕事に関する相談(続き)

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 働くことに悩みを抱えている若者の就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-563-6222	[ふくしま若者サポートステーション] 〒960-8066 福島市矢剣町 22-5
	024-954-3890	[こおりやま若者サポートステーション] 〒963-8022 郡山市西ノ内1-21-4 白龍ビル1F
	0246-68-7915	[いわき若者サポートステーション] 〒970-8026 いわき市平字南町 34-3
	0242-32-0011	[会津地域若者サポートステーション] 〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀藤原52
	0248-21-9730	[ふくしま県南地域若者サポートステーション] 〒961-8055 西白河郡西郷村道南西14-2
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 看護職の就業に関する相談	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (月～金：8時30分～16時30分)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 介護施設等への就業に関する相談	024-526-0045	(社福)福島県社会福祉協議会
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 創業に関する相談	024-525-4048	福島駅西口インキュベートルーム(月～金：13時～17時) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	(公財)福島県生活衛生営業指導センター

◆農林水産業に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 農林水産業に関する相談	024-521-7319	福島県 農林企画課

◆暮らし(生活)に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	(社福)福島県社会福祉協議会
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 義援金に関すること	024-521-7322	福島県 社会福祉課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 生活保護に関する相談	024-534-4301	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7813	福島県 県中保健福祉事務所
	0248-22-5483	福島県 県南保健福祉事務所
	0242-29-5281	福島県 会津保健福祉事務所
	0241-63-0307	福島県 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1136	福島県 相双保健福祉事務所
	024-535-1111	福島市福祉事務所
	0242-39-1292	会津若松市福祉事務所
	0248-22-1111	白河市福祉事務所
	0248-88-8113	須賀川市福祉事務所
	0241-24-5228	喜多方市福祉事務所
	0244-37-2205	相馬市福祉事務所
	0243-55-5111	二本松市福祉事務所
	0247-81-2273	田村市福祉事務所
	0244-24-5243	南相馬市福祉事務所
	024-575-1264	伊達市福祉事務所
	0243-24-5372	本宮市福祉事務所
	024-924-2611	郡山市福祉事務所
	0246-22-7459	いわき市平地区保健福祉センター
	0246-54-2111	いわき市小名浜地区保健福祉センター
0246-63-2111	いわき市勿来・田人地区保健福祉センター	
0246-43-2111	いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター	
0246-27-8693	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター	
0246-32-2114	いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	
0246-83-1329	いわき市小川・川前地区保健福祉センター	
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070	福島県 税務課
	024-521-7069	福島県 税務課
	024-521-2680	福島県 県北地方振興局県税部
	024-935-1235	福島県 県中地方振興局県税部
	0248-23-1512	福島県 県南地方振興局県税部
	0242-29-5235	福島県 会津地方振興局県税部
	0241-62-5212	福島県 南会津地方振興局県税部
	0244-26-1123	福島県 相双地方振興局県税部
0246-24-6024	福島県 いわき地方振興局県税部	

◆暮らし(生活)に関する相談(続き)

支援の内容	電話番号	設置場所
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 消費に関する相談	024-521-0999	福島県 消費生活センター (月～金：9時～18時30分、第4日曜日：9時～16時30分)
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会 (火～土：9時～17時)
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 公害に関する相談(大気)	024-521-7261	福島県 水・大気環境課
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 公害に関する相談(水・土壌)	024-521-7258	福島県 水・大気環境課
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	福島県 一般廃棄物課
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	福島県 産業廃棄物課
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 人権に関する相談	0570-003-110 ☎0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番 子どもの人権110番(通話料無料、IP電話は接続不可)
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 性犯罪に係る被害の申告や相談	(コマルミナサンゴ) ☎0120-503732	福島県警察本部 捜査第一課 (月～金：9時～17時。但し、不在の場合には、留守電に伝言をお願いします。)
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 警察安全相談窓口	#9110 024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (月～金：9時～17時)
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター

◆国・県が管理する道路などに関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 国管理道路 (国道4号、6号、13号、49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所
<small>県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体</small> 県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	福島県 道路管理課

◆心と体(医療・福祉)に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 医療機関に関する相談	024-521-7221	福島県 地域医療課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 医療に関する相談	024-522-4546	福島県医療相談センター (月～金：9時～12時、13時～16時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 障がい者に関する各種相談 (障がい者110番)	024-563-5178	障がい者社会参加推進センター (月～金：9時30分～17時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 高齢福祉に関する相談	024-521-7163	福島県 高齢福祉課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談(月～金：9時～17時)、専門相談(予約制)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 認知症に関する相談(症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター(月～金：10時～16時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 認知症に関する相談 (早期診断・早期対応の相談窓口)	080-6026-3098	認知症疾患医療センター 総合病院福島赤十字病院(月～金：9時～16時)
	024-523-4440	あずま通りクリニック(月～金：9時～17時)
	024-983-5529	星総合病院(月～土：9時～17時 ※木曜の午後・第3木曜除く)
	0242-29-3808	竹田総合病院(月～金：8時30分～16時30分)
	0246-39-2201	舞子浜病院(月～金：8時30分～17時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 介護保険に関する相談	024-521-7745	福島県 介護保険室
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 国民健康保険に関する相談	024-521-7203	福島県 国民健康保険課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 児童福祉に関する相談	024-534-5101	福島県 中央児童相談所
	024-935-0611	福島県 県中児童相談所
	0242-23-1400	福島県 会津児童相談所
	0246-28-3346	福島県 浜児童相談所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	024-531-6522 024-925-8322*	ふくしま心のケアセンター (※平成28年10月1日から)
	0570-064-556	福島県 精神保健福祉センター(月～金：9時～17時) (県外からは024-535-5560へおかけください。)
	024-534-4300	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7811	福島県 県中保健福祉事務所
	0248-22-5649	福島県 県南保健福祉事務所
	0242-29-5275	福島県 会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	福島県 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1132	福島県 相双保健福祉事務所
	024-924-2163	郡山市保健所
	0246-27-8557	いわき市保健所
	024-536-4343	福島いのちの電話(年中無休：10時～22時)
	☎0120-279-226	よりそいホットライン(福島・宮城・岩手県に居住している方、年中無休：24時間)
	☎0120-279-338	よりそいホットライン(3県以外に居住している方、年中無休：24時間)

住まいの相談
 仕事の相談
 子育ての相談
 心と体に関する相談
 子育て・教育のこと
 お金・税金・賠償のこと
 各種相談窓口

◆心と体(医療・福祉)に関する相談(続き)

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 女性の相談に関する窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター(毎日:9時~21時 ※祝日・年末年始除く)
	024-534-4118	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7809	福島県 県中保健福祉事務所
	0248-22-5647	福島県 県南保健福祉事務所
	0242-29-5278	福島県 会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	福島県 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1134	福島県 相双保健福祉事務所
	☎ 0120-279-338	よりそいホットライン(年中無休:24時間) ※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相談に繋がります。 (全国フリーダイヤル)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 青少年に関する相談	0243-23-8320	福島県男女共生センター(月曜日休館) 火・木~日:9時~12時、13時~16時 水:13時~17時、18時~20時 【男性相談員による相談】 火:17時~20時
	☎ 0120-207-440	女性のための電話相談・ふくしま 月~金:10時~17時(全国フリーダイヤル)
	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター 火~土:9時30分~17時30分
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 ひきこもりに関する相談	024-546-0006	福島県ひきこもり支援センター 火~土:9時30分~17時30分

◆子育て・教育に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 教育に関する相談	024-521-7759	福島県 教育総務課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 県外に避難している小・中学校の 教育に関する相談	義務教育課 024-521-7761	福島県 義務教育課、高校教育課 ※福島県内の小・中学校への転学や高校進学など教育に 関する相談窓口や情報提供元のご案内等
	高校教育課 024-521-7772	
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 文化財に関する相談	024-521-7787	福島県 文化財課
	024-534-9193	ふくしま歴史資料保存ネットワーク(福島県歴史資料館)

◆放射線・除染に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 放射線に関する問い合わせ窓口	☎ 0120-988-359	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 (月～金：8時30分～18時15分、土日・祝日：8時30分～12時) ※年末年始を除く
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 放射線被ばくの健康相談窓口	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (月・水・金：13時～16時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 「除染情報プラザ」の 問い合わせ窓口	024-529-5668	除染情報プラザ (10時～17時 ※月曜は定休日、祝日の場合は翌日)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 市町村による除染についての相談窓口	各市町村除染担当課	各市町村(P48～50)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 国による除染についての相談窓口	福島 024-523-5391 東京 03-6741-4535	環境省 (福島 月～金：8時30分～17時15分) (東京 月～金：9時30分～18時15分)

◆原子力損害賠償関係に関する相談

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 原子力損害の賠償等に関する 問い合わせ窓口	024-521-8216	福島県原子力損害対策課(問い合わせ) ※毎週水曜日の13時～17時は弁護士による電話法律相談 を実施
	☎ 0120-013-814	原子力損害賠償・廃炉等支援機構(情報提供) (月～土：10時～17時)
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 原子力損害賠償の請求手続き 全般等の問い合わせ窓口		東京電力ホールディングス(株)相談窓口 (月～金：9時～19時、土・日・休・祝日：9時～17時)
	☎ 0120-926-404	原子力損害賠償全般に関する問い合わせ
	☎ 0120-993-724	自主的避難等に関する問い合わせ
	☎ 0120-926-596	土地・建物・家財に関する問い合わせ
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 被災者を対象とした 無料法律相談窓口	福島 024-534-1211 郡山 024-925-6511 いわき 0246-25-0455	県弁護士会(相談窓口)(月～金：14時～16時)
	☎ 0120-078-309	法テラス(相談窓口)(月～金：9時～21時、土曜：9時～17時)

◆その他

支援の内容	電話番号	設置場所
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 行方不明者に関する相談	024-522-2151	福島県警察本部 生活安全企画課
県外 県内 個人 個人事業主 法人・団体 震災による行方不明者の捜索 に関する相談	024-522-2151	福島県警察本部 災害対策課

福島県

避難者支援課

〒960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
(福島県庁本庁舎5階)
TEL:024-523-4250
発行/平成28年9月

避難者の方々の暮らしが
よくなるように
しっかりサポート
していきます。

